

ー美らネット24 海外証券先物取引規定ー

第1 条（規定の趣旨）

（1） 本規定は、お客様が安藤証券株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する美らネット24 において、海外証券先物取引を利用するうえで特に必要となる取決めです。

（2） お客様は、海外証券先物取引を行うに あたって、本規定によるほか、本規定に定めが無い場合は、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」、「海外証券先物取引の契約締結前交付書面」、「美らネット24 海外証券先物取引ルール」及び関係法令諸規則を遵守するものとします。

（3） 本規定に特段の定めがない事項については、「安藤証券約款規定集」に定められた各約款及び規定によるものとします。

第2 条（美らネット24 海外証券先物取引口座設定）

（1） お客様は、以下に定める「美らネット24 海外証券先物取引口座設定基準」の要件をすべて満たす場合に限り当社に対し、美らネット24 海外証券先物取引口座設定の申込みを行うことができますものとします。

「美らネット24 海外証券先物取引口座設定基準」

- ① 美らネット24 総合取引口座を開設していること。
- ② 未成年ではないこと。
- ③ お申込み時点での金融資産の額、資金性格等に鑑みてその投資目的が、海外証券先物取引の商品性に照らし
た上でお客様自身が適切であると判断された場合にのみ申込みを行うこと。
- ④ 先物・オプション取引のご経験者、または1 年以上の株式取引等の十分な投資経験があること。
- ⑤ 海外証券先物取引制度及び当社のルール、海外証券先物取引のリスク等を充分理解し、「海外証券先物取引
等口座設定約諾書」「海外証券先物取引の契約締結前書面」及びその他の規則の内容を承諾していること。
- ⑥ インターネットのご利用環境が整っていること。
- ⑦ 電話・電子メールにより常に直接連絡が取れる状態であること。
- ⑧ 氏名・住所・電話番号・生年月日・職業（勤務先を含みます。）・電子メールアドレス、その他当社の定め
る事項が正しく登録されていること。
- ⑨ 海外証券先物取引に関する事項について、当社が定める「電子交付サービス規定」に基づき、法令に定める
電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により通知することに同意すること。
- ⑩ 「海外証券先物取引等口座設定約諾書」、「美らネット24 海外証券先物取引に関する確認書」を差入れて
いただくこと。

（2） 前項の要件及び当社が定める基準により海外証券先物取引口座設定の可否を審査したうえで、当社が口座
設定を承認した場合に限り、お客様は美らネット24 における海外証券先物取引を行うことができますものとします。
なお、審査の結果、お客様の海外証券先物取引口座の設定をお断りする場合でも、その理由については、お客様
に開示しないものとします。

第3 条（美らネット24 海外証券先物取引口座による処理）

美らネット24 海外証券先物取引を行う場合は、美らネット24 総合証券取引口座及び他の美らネット24 取引に係
る口座との金銭の振替ができない口座として扱われるものとします。ただし、当社が特に認める場合はその限り

ではありません。

第4条（商品及び取引の種類）

- （1）美らネット24 海外証券先物取引においてお客様が扱うことができる商品及び取引の種類は、当社が別に定めるものとします。
- （2）前項の規定に関わらず、外国金融商品取引所等が先物取引及びオプション取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄及び当社が海外証券先物取引の受託を停止する必要があると判断した銘柄については、お取引できないものとします。

第5条（注文・建玉の上限）

- （1）美らネット24 海外証券先物取引の1 発注の上限注文数量及びお客様毎の建玉上限数量は、当社が別に定めるものとします。
- （2）当社が必要と認めるときは、お客様の建玉状況にかかわらず、当社の定める基準に従って建玉の上限を変更することができるものとします。

第6条（執行取引所及び執行方法等の指示）

- （1）海外証券先物取引等の執行地における諸法令及び慣行等からヘッジ勘定及びスペキュレーション勘定に分ける必要が生じた場合は、スペキュレーション勘定として管理するものとします。
- （2）同一通貨建で同一の指数に基づく海外証券先物取引等が複数の取引所に上場され、建玉の移管について取引所間の特段の取決めがあるときは、発注した取引所にかかわらず当社が定める取引所を執行取引所とし、当社が定める執行方法にてお客様の建玉を移管、清算及び決済することができるものとします。
- （3）お客様が決済取引を行う場合の決済建玉とその相手方の新規建玉の組み合わせについて、当社があらかじめ定める基準に従って決めるものとします。

第7条（取引時間）

お客様が当社に海外証券先物取引の委託ができる時間は、当社が別に定めるものとします。

第8条（注文の執行及び処理）

海外証券先物取引の約定日は、執行取引所における現地の取引時間及び日本時間との時差等の考慮して、当社が定めるものとします。

第9条（委託証拠金の差入れ等）

- （1）お客様が委託証拠金として差入れる海外証券先物取引に係る建玉の通貨は、建通貨が円の場合は円通貨とし、建通貨が外貨の場合は、当外貨とします。
- （2）建通貨が外貨のときは、当社が特に認める場合を除き、お客様と当社との間での通貨売買を通じて当建通貨に振替入金を行うことを通じて差入れるものとします。
- （3）お客様が海外証券先物取引で新たに建玉を行う場合、建玉に対応する必要証拠金を当社が確認できる方法で事前に当社に差入れるものとします。ただし、本口座の中で、お客様と当社との間での通貨売買を通じて異なる

建通貨の証拠金に振り替える場合であって、事前に振り替える通貨の金額が確定しているときは、約定日から起算して3営業日目の正午までに異なる建通貨の証拠金への振り替えの受渡が完了すれば良いものとします。

第10 条（委託証拠金の有価証券による代用）

当社に差入れる海外証券先物取引に係る委託証拠金について、海外証券先物取引等口座設定約諾書第19条1項の定めにかかわらず、指定通貨建の現金のみとし、有価証券（金融商品取引法第2条）をもって代用することができないものとします。

第11 条（委託証拠金の引出し等の制限）

- (1) お客様の本口座からの金銭引出しは、円通貨にて行うものとします。ただし、当社が特に認める場合に限り、当社の定める方法にて外貨で本口座からの金銭引出しを行うことができるものとします。
- (2) お客様が指定できる金銭引出し日は当社が定めるものとし、金銭引出し指定日の前営業日取引時間終了後に当社が定める基準に基づいて出金審査を行うものとします。
- (3) 美らネット24 システム上に当社が金銭引出しに同意した旨の表示を行うことによって、委託証拠金の引出しを当社が同意したものとします。
- (4) お客様が請求した委託証拠金引出し額が当社の基準による出金可能額に満たない場合は、請求額の全額について出金ができなくなるものとします。
- (5) 当社がお客様からの金銭引出し請求に同意した場合であっても、金銭引出し直前までのお客様の取引状況や経済情勢の急変など特段の事情がある場合は、当社が金銭を振り込まないことができるものとします。

第12 条（計算上の利益額の引出し）

当社は、建通貨毎に、毎国内営業日の取引時間終了時にお客様の全建玉について値洗いし、その結果生じた評価損益は、当社の定めるところにより、お客様の証拠金に加減算いたします。ただし、計算上の利益を払い出すことはできないものとします。

第13 条（委託証拠金の追加差入）

- (1) 当社が国内営業日において執行取引所の取引時間終了後にお客様の差入れ証拠金総額について審査を行った結果、お客様からの受入証拠金総額について証拠金の所要額を下回ることを確認した場合は、当該不足額について翌国内営業日の日本時間正午までに必要証拠金に到達する以上の現金を差し入れることに同意します。
- (2) 前項の差入れ時限について、執行取引所の規制、相場の変動若しくはお客様の取引状況等により必要と認める場合、当社の任意で変更できるものとします。
- (3) 前々項の不足額は建通貨毎に計算するものとしますが、建通貨が外貨の場合は、当社が特に認める場合を除き、追加証拠金発生日における当社所定の為替レートによって円換算した円貨以上の現金を差し入れるものとします。

第14 条（強制反対売買）

- (1) 当社において、前条に定める時限までにお客様から追加証拠金の差入れを確認できなかったときは、その時

限以降、当社の任意でお客様の計算においてすべての建通貨における全部の建玉を反対売買により決済することができるものとします。

(2) 前項の決済の結果、不足金が生じているときは、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行うものとします。が、不足金を外貨のときは、当社がお客様の計算において、強制決済の約定日における当社が定める為替レートによって円換算した円貨にて決済に充当することができるものとします。

(3) お客様が当社の指定する日までに前項の残債務の弁済を完了しないときは、お客様の美らネット24 における海外証券先物取引口座外に預託されている現金・有価証券を当社の任意でお客様の計算において処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

(4) お客様が死亡した場合又は意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が認めた場合、お客様は海外証券先物取引に係る債務について期限の利益を失い、当社はお客様の口座においてすべての海外証券先物取引の建玉を任意に反対売買を行なえるものとします。

第15 条（決済にともなう不足金）

(1) 海外証券先物取引の決済約定損金が生じた建通貨に係るお客様の証拠金額を上回った場合は、お客様は翌国内営業日の正午までに当社が請求する不足金額を指定建通貨の現金で入金するものとします。ただし、当該不足金が生じたときは、お客様は決済約定日における当社が定める為替レートによって円換算した円貨にて決済に充当することができるものとします。

(2) 海外証券先物取引の決済損金の発生に伴う不足金が生じた場合、当社所定の期限までに入金されない場合、当社は第14条3 項に従って処分を行うことができるものとします。

第16 条（決済条件の変更）

お客様は、天災地変・経済事情の激変その他やむを得ない理由に基づいて、当社が海外証券先物取引に係る決済条件の変更を行った場合は、その措置に従うものとします。

第17 条（取引手数料等）

(1) お客様は、海外証券先物取引の約定(特別清算指数による決済を含みます。)が成立したときは、当社が別途定める取引手数料その他の諸経費を指定建通貨の現金で支払うものとします。

(2) お客様は、海外証券先物取引に係る当社が定める諸料金について、指定建通貨により、当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、当該諸料金が外貨のときは、お客様は当社が定める為替レートによって円通貨の証拠金から振り替えて入金することにより支払いに充当することができるものとします。

第18 条（委託証拠金の返還）

海外証券先物取引等口座設定約諾書第25 条の各号に基づいて返還すべき委託証拠金の額について、当社が別に定めるものとします。

第19 条（権利行使等に係る意思確認）

取引最終決済日が近づいた銘柄及び限月について、当社が美らネット24 のお客様画面に取引最終日の通知を行うことにより、海外証券先物取引等口座設定約諾書第30条1項及び2項に係る意思確認を行ったものとします。

第20 条（諸 通 知）

- （1） 海外証券先物取引等口座設定約諾書第16 条4 項に係る取引報告書等の交付は、当社が定める「電子交付サービス規定」に基づき、美らネット24 におけるお客様画面上で行うものとします。
- （2） 海外証券先物取引等口座設定約諾書第32 条1 項に係る通知を行うときは、美らネット24 におけるお客様画面上で行うものとします。
- （3） 海外証券先物取引等口座設定約諾書第32 条2 項に係る報告を行うときは、当社が定める「電子交付サービス規定」に基づき、毎月1 回、当社が定める日までに、取引残高報告書の交付を美らネット24 におけるお客様画面上で行うものとします。

第21 条（外国通貨による受払い、対外支払手段の売買、売買適用レート）

- （1） 海外証券先物取引に関してお客様と当社との間で外国通貨の授受を行い、当社が応じ得る範囲内で当該外貨と円貨との売買を行うときは、円通貨に係る証拠金勘定と指定建通貨の証拠金勘定との間での振替によって行うものとします。
- （2） 前項における外貨と円貨との売買に係る為替レートは、海外証券先物取引の決済に係るときは決済約定日における当社が定めるレートとし、お客様の申し出による円貨と外貨の振替取引のときは、申し出の予約を締め切った国内営業日における当社が定めるレートとします。
- （3） 前項及び前々項にかかわらず、指定建通貨の証拠金に係る入金が必要であると当社が認めるときは、当社が定めるレートにて、円通貨に係る証拠金勘定と指定建通貨に係る証拠金勘定との間での振替を行なうことができるものとします。

第22 条（届出事項の変更届出）

お客様は、当社に届け出た氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス・届出印その他の事項に変更があったときは、美らネット24 取引規程第29 条の手続きにより直ちに当社に届け出るものとします。

第23 条（通知の効力）

お客様は、当社が美らネット24 におけるお客様画面上で相当の期間、諸通知のお知らせ表示を行ったときは、お客様の既読か未読であるかにかかわらず、当該諸通知の効力が発生したものとします。

第24 条（業務時間）

海外証券先物取引等口座設定約諾書第40 条第2 号及び第3 号に係る当社の業務時間について、原則として、美らネット24 取引規程第15 条2 項に定める美らネット24 サポートセンターの業務時間とします。

第 25 条（海外証券先物取引利用の制限・禁止及び解除）

- （1） お客様が、本規定、「美らネット24 海外証券先物取引ルール」、「安藤証券約款規定集」に定められた各約款及び規定又は「海外証券先物取引等口座設定約諾書」その他法令諸規則に違反したとき、又は当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社は直ちにお客様の海外証券先物取引を制限又は禁止できるものとします。
- （2） お客様が非居住者に該当すると当社が判断した場合、当社は直ちにお客様の海外証券先物取引を制限又は

禁止できるものとします。

(3) 前々項及び前項に該当しない場合であっても、当社が必要であると判断した場合には、お客様の海外証券先物取引を制限することができるものとします。

(4) 当社がお客様の海外証券先物取引を禁止した場合は、お客様は直ちに期限の利益を喪失し、その時点の当社に対する一切の債務を弁済するものとします。

(5) お客様が当社所定の方法にて海外証券先物取引口座の解除を申し出た場合、海外証券先物取引口座は解除されます。

(6) お客様の所在および連絡先等が不明となり、お客様への連絡を行うことができなくなった場合、または、電話番号の変更、電話回線の休止および回線種別の変更等によりお客様との電話連絡が不可能と当社が判断した場合、当社は直ちにお客様の海外証券先物取引口座の利用を禁止または解除することができるものとします。

(7) お客様が亡くなられた場合、または、今後当社での海外証券先物取引口座の利用が困難であると当社が判断した場合、海外証券先物取引口座は解除されます。ただし、お客様の海外証券先物取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。

第26 条（遅延損害金の支払）

海外証券先物取引に関し、お客様が当社に対し債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、履行期日の翌日より履行の日まで、当社所定の率による遅延損害金を支払うものとします。

第27 条（約諾条項の変更）

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、その他当社が業務上必要と判断したときは、予告無く改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をホームページ上で通知するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、改訂にご同意いただいたものとして取扱うものとします。また、当社所定の方法により変更を通知した後、海外証券先物取引において取引をされた場合は、本規定の変更に承諾いただいたものとみなします。

以上

（平成 24 年 7 月）